

国土交通省国土地理院測量業務 競争参加資格審査申請書作成の手引き

(令和5・6年度版)

前回（令和3・4年度）資格審査からの主な変更点

1. 新型コロナウイルス感染症に係る納税証明書の特例廃止
2. インターネット方式では対応していない申請に限り電子メール方式での申請受付
（9ページ参照）

（共同企業体（経常JV）、事業協同組合及び測量に関する調査研究のみの受注を希望する者）

目 次

第1 国土地理院測量業務競争参加資格審査について

1 有資格業者名簿への登録及び公表	2
(1) 公表の内容	2
(2) 公表の方法	2
2 情報公開法の施行	2

第2 登録申請の手順

1 登録申請前の確認（欠格要件）	4
2 申請書類の提出、受付	6
(1) 申請方法	6
(2) 申請書類の作成及び提出（文書郵送・持参方式）	7
(3) 申請書類の作成及び提出（電子メール方式）	9
(4) 申請に当たっての注意事項	9
3 資格審査	10
(1) 測量業務種別の区分	10
(2) 総合点数の算定方法	11
4 資格認定の通知	12
5 申請した事項の変更等の届出	13
(1) 変更等の届出が必要な場合	13
(2) 変更届の提出方法	15
(3) 変更届の様式	15

第3 申請書の作成方法

1 会社・個人営業所の場合	17
(1) 提出書類	17
(2) 提出書類の記載要領	18
① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	
（様式1-1）	18
（様式1-2）	20
（様式1-3）	22
② 技術者経歴書（合計／測量士・測量士補）	
（様式2）	23
③ 営業所一覧表	
（様式3）	25
④ 業態調書（測量）	
（様式特1）	25
（様式特2）	25
⑤-⑧ 添付書類	35
2 共同企業体の場合	36
(1) 提出書類	36

(2) 提出書類の記載要領	37
3 事業協同組合の場合	40
(1) 提出書類	40
(2) 提出書類の記載要領	42

第 1 国土地理院測量業務競争参加資格審査 について

第1 国土地理院測量業務競争参加資格審査について

1 有資格業者名簿への登録及び公表

国土地理院の測量業務の受注を希望する者は、国土地理院が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要があります。この「有資格業者名簿」は2年ごとに更新されることとなっており、登録を希望する者は、あらかじめ「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」を国土地理院に提出し、国土地理院の審査を受けた後、「有資格業者名簿」に登録されます。

また、国土地理院が所掌する測量業務には、4つの測量業務種別(基準点測量、写真測量、地図調製、地理調査) (10 ページ参照) があり、測量業務の発注によっては、業務内容が複数の業務種別にまたがるケース(例えば、写真測量と地図調製、地理調査と写真測量及び地図調製など)もあります。このような場合には、有資格者名簿において当該複数の業務種別に登録されている業者を指名の対象としていますので、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」の提出に当たっては、希望する測量業務種別について十分に御検討ください。

国土地理院では入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格業者名簿」を次のとおり公表しています。公表の内容及び方法については、以下のとおりです。

(1) 公表の内容

- ・商号又は名称
- ・住所、電話番号
- ・総合点数(業務種別ごと)
- ・順位(業務種別ごと)等

(2) 公表の方法

- ・本院及び各地方測量部(沖縄支所含む。)での閲覧。

2 情報公開法の施行

国の行政機関においては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行に伴い、行政機関(例:国土地理院本院及び各地方測量部等)が取得した文書(例:資格審査申請書類など。)は、開示請求者(例:測量会社、個人など「法人・個人」を問わない。)からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、会社代表者の氏名等は、国土地理院においては、「公にすることが予定されている情報」として取り扱っております。

第 2 登 録 申 請 の 手 順

第2 登録申請の手順

登録申請前の確認（欠格要件）	→	第2の1（4ページ）参照
申請書類の提出、受付	→	第2の2（6ページ）参照
資格審査	→	第2の3（10ページ）参照
資格認定の通知	→	第2の4（12ページ）参照
申請した内容に変更が生じた場合には・・・		
申請した事項の変更届	→	第2の5（13ページ）参照

1 登録申請前の確認

次の欠格要件に該当する者は、資格審査申請書を提出できません。また、登録後に該当することになった場合には、資格が取り消されることもあります。

<欠格要件>

国の契約等について定めた会計法令（昭和22年法律第35号）に基づき、国土地理院においては、「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」等を定め、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者
- ② 予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当すると認められる者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代金の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ト イ～への規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5による測量業者としての登録を受けていない者（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）
- ⑥ 測量業務種別ごとに測量業務種別資格基準（次頁表）に定める技術者を有しない者
- ⑦ 申請者が共同企業体である場合にあっては、その構成員に①～⑤（ただし、測量に関する調査研究の

みを希望する場合は①～④)までに該当する者を含むもの(共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。)

測量業務種別資格基準

業務種別	内 容	資 格 基 準
基準点測量	技 術 者	次の(イ)に該当する者を4名以上(その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。) (イ) 基準点測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 (ロ) 基準点測量に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
写真測量	技 術 者	次の(イ)に該当する者を3名以上(その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。) (イ) 写真測量に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 (ロ) 写真測量に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
地図調製	技 術 者	次の(イ)に該当する者を3名以上(その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。) (イ) 地図調製に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 (ロ) 地図調製に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者
地理調査	技 術 者	次の(イ)に該当する者を3名以上(その内、2名以上は次の(ロ)に該当する者に限る。) (イ) 地理調査に関し、測量士又は測量士補の資格取得後1年以上の実務経験を有する測量士又は測量士補であって、常勤する者 (ロ) 地理調査に関し、測量士の資格取得後3年以上の実務経験を有する測量士であって、常勤する者

※ 実務経験年数のカウントは、上記に掲げる業務種別に関するもので、測量士にあつては測量士の資格取得後、測量士補にあつては測量士補の資格取得後の実務経験年数です。

2 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。それ以降でも、国土地理院が発注する測量業務の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

① 定期審査

定期審査に係る申請は、インターネット上で行う方式が原則です。

インターネット方式の詳細については、下記URLに掲載の、「申請書作成の手引き〈測量・建設コンサルタント等業務〉」を御確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

書面による競争参加資格申請については、原則廃止しております。ただし、共同企業体（経常JV）、事業協同組合及び測量に関する調査研究のみの受注を希望する者は、「文書郵送方式」又は「電子メール方式」（いずれもインターネット方式では対応していない申請に限る。）により申請を行ってください。

インターネット方式：申請書受付期間は、令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）（受付時間平日9:00～17:00）までです。

文書郵送方式：申請書受付期間は、令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）（当日消印有効）までです。

※郵送による場合には、申請書類等を必ず書留郵便にて提出してください。

※文書持参方式での受付は行っておりません。

電子メール方式：申請書受付期間は、令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）（最終日の16時受信分まで有効）

※定期受付期間中の文書郵送方式及び電子メール方式（いずれもインターネット方式で対応していない申請を除く）、又は文書持参による申請は原則廃止としていますが、定期受付期間中に文書により申請された際には、定期受付ではなく、随時受付による申請として取り扱いますので、ご注意ください。

② 随時審査

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（電子メール、郵送又は持参）を受け付けます。

電子メール方式・文書郵送・持参方式：申請書受付期間は、令和5年1月14日（土）から令和7年3月31日（月）（当日消印有効）までです。

※郵送による場合には、申請書類等を必ず書留郵便にて提出してください。

(2) 申請書類の作成及び提出（文書郵送・持参方式）

定期の資格審査については、原則として受け付けることはできません。

インターネット方式では対応していない申請（6ページ参照）に限り文書郵送方式での申請を受け付けることができます。

①申請書類の作成

申請書類の記入方法、詳細については、第3「申請書の作成方法」（16ページ以降）を参照してください。

提出が必要な書類は、申請者により異なりますので、次に記載したページを必ず確認してください。

会社、個人営業所	第3の1 会社・個人営業所の場合 <u>(17 ページ)</u>
共同企業体	第3の2 共同企業体の場合 <u>(36 ページ)</u>
事業協同組合	第3の3 事業協同組合の場合 <u>(40 ページ)</u>

※ 申請書は、国土地理院ホームページからダウンロードできます。

https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/R3_4-shikaku-shinseisyo_00004.html

②提出するもの

提出するもの	提出部数	留意事項
申請書類等	1部	○提出書類はA4サイズ of 用紙に出力のうえ、「第3 申請書の作成方法 (1)提出書類」の順番にそろえて提出してください（ファイル等に綴じる必要はありません）。 ○認定期間内は、申請書類一式の写しを必ず保管しておいてください。
申請書データ	1式	○提出された申請書類等は、 <u>国土地理院が申請内容を確認した後、修正事項の有無を申請者ご担当者ご連絡します。別途、連絡事項に応じて不備のない申請書データ（エクセルファイル）をメールで提出してください。</u>
葉書	1通	○申請が不備なく受理された後に国土地理院から申請者あてに「 <u>受付通知票</u> 」を郵送するため、 <u>通常はがき又は63円切手を貼った葉書（次頁参照）1通（申請者の住所等が記載されているもの）が必要</u> となります。郵送後2週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の通知がない場合には国土地理院にお問合せください。

※申請書類の不備等が補正されない場合には、「不受理通知」を発送します。

③提出先

「国土地理院総務部契約課調査係」が申請書類の提出先となります。また、申請にあたって不明な点がありましたら、同係まで照会してください。

機 関 名	担当課・係名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 国土地理院	総務部 契約課調査係	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番	T E L 029-864-4405・6579(ダイヤル) 029-864-1111(代) (内線 2454・2455) F A X 029-864-1743 E-mail gsi-24keiyaku-chousa-g@gxb.mlit.go.jp

※国土地理院 本院(つくば市)のみで受け付けております。地方測量部等では受け付けておりません。

受付通知票
(表)

郵便はがき

63 円切手				-				
--------	--	--	--	---	--	--	--	--

〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇

(株) △△測量 御中

(裏)

空 欄

(3) 申請書類の作成及び提出（電子メール方式）

定期の資格審査については、原則として受け付けることはできません。

インターネット方式では対応していない申請（6ページ参照）に限り電子メール方式での申請を受け付けることができます。

① 申請書類の作成及び提出するもの

◎提出が必要な書類は、郵送又は持参による提出書類と同じです（7ページ参照）。当手引きの該当箇所をご確認ください。

◎受付通知票の提出は必要ありません。申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。

◎申請書以外の添付書類はスキャナーを使用してPDFにしたものを提出してください。

◎メール件名を「（会社名）資格申請書類の提出」と記載してください。

◎メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。

② 提出先

（2）③ 提出先参照

※メール送信後、必ず表記載の電話番号へ申請メール送信の連絡をしてください。電話連絡がない場合は申請を受理できません。

注意事項 ※必ず下記事項を確認の上申請してください。

①添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。

20MBを超過する場合は添付書類を複数のメールに分けて提出してください。

②電子メール方式により申請する場合には、受信通知は申請者の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

③添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため担当課（契約課 調査係）から担当者へ連絡させていただく場合があります。

④請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。

⑤最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

(4) 申請に当たっての注意事項

① 重複申請のないよう、注意してください。

重複申請があった場合には、インターネット方式（定時受付のみ）が全てにおいて優先されます。電子メール方式、文書郵送方式及び持参方式のうち複数で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優先します。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないこともあります。

② 虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載（特に技術者の人数・経験年数、測量等実績高及び営業所の有無等）をしたり、又は重要な事項の記載をしなかった場合には、**競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、当該認定を取り消されることがあります**ので、十分注意してください。

③ 一度申請した資格審査書類は、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認した上で申請してください。

④申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

資格審査は有効期間内での認定を一度受けると、欠格要件や合併・譲渡、会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定等に該当しないかぎり有効であり、令和5・6年度資格審査の有効期間は令和7年3月31日までとなります。

なお資格認定の取り下げについては、申請者の方の自由です。（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。（ただし、インターネット方式における確定前での一定期間内の申請書データの取消は除きます。）

⑤申請の際に使用する文字はJ I S 第一水準・第二水準のみです。

申請の際に使用する文字はJ I S 第一水準・第二水準に規定されているものに限ります。それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

例：高（はしご高） ⇒ 「高」や「たか」、崎（たて崎） ⇒ 「崎」や「ざき」

3 資格審査

資格審査申請書類が提出されますと、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された業者が国土地理院の「有資格業者名簿」に登録されることになります。

国土地理院の測量業務の資格審査は、「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」によって定められており、

- ①まず、欠格要件（4 ページ参照）に該当しないことを調査し、
- ②その上で、希望する業種ごとに年間平均実績高、自己資本金額、有資格者数、営業年数の審査を行い、点数を算出します。
- ③それらの点数を合算した総合点数に基づき、順位付けが行われます。

(1)測量業務種別の区分

国土地理院が設定する測量業務の種別は、次の4種別です。

1) 基準点測量

- ・ 測量法第4条に定める国土地理院が行う基本測量を実施するために定められた測量作業規程及び第5条に定める公共測量を実施するために定められた国土交通省公共測量作業規程(平成28年3月31日国国地発第190号)又はこれと同等以上の作業規程（以下「基本測量等作業規程」という。）に基づいて実施した基準点測量作業(水準測量等を含む。)

2) 写真測量

- ・ 基本測量等作業規程に基づいて実施された空中写真撮影作業又は空中写真測量（空中三角測量、図化等）による地形図作成作業(地形図修正測量作業及び写真図作成作業を含む。)

3) 地図調製

- ・ 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに編集・製図により新しい原図を作成する作業
- ・ 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図又は既成の地図をもとに電子計算機技術等を利用して地図情報を数値化し、数値地図情報を作成する作業

- 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図原図等をもとにフィルム作成、製版及び印刷等の工程を経て地図を複製する作業

4) 地理調査

- 基本測量等作業規程に基づき作成された地形図、空中写真又は各種資料等を使用して写真判読、写真計測、現地調査等を行い、各種の主題図・報告書等を作成する作業
- 基本測量等作業規程に基づき湖沼及び沿岸海域を対象に測深機等を使用して等深線図、海底地形図等を作成する作業

それぞれの内容は下表のとおりです。

業 務 種 別 及 び 業 務 内 容

業務種別	業 務 内 容
基準点測量	基準点測量 水準測量 その他基準点測量全般
写真測量	空中写真撮影 地形図作成及び修正測量 デジタルマッピング 写真図作成 その他写真測量全般
地図調製	地図の編集及び製図 数値地図情報作成(数値化作業を含む。) その他地図調製全般
地理調査	地形、地質及び土地利用等に関する各種主題図(報告書を含む。)の作成及び調査作業 湖沼、沿岸海域の地形図等(報告書を含む。)の作成 その他地理調査全般

(2) 総合点数の算定方法

希望する業種ごとに測量の年間平均実績高、自己資本額、測量士・測量士補の数、営業年数について審査を行い、客観点数を算定し、主観点数を加算した総合点数に基づき順位付けを行います。

※ 総合点数の算定方法

$$\text{総合点数} = \text{客観点数} + \text{主観点数}$$

$$\text{客観点数} = (3 \times A + B + 5 \times C + D)$$

- A = 年間平均実績高の点数 (10～30点)
- B = 自己資本額の点数 (10～30点)
- C = 測量士・士補の数の点数 (10～30点)
- D = 営業年数の点数 (10～30点)

A 年間平均実績高の点数

20億円以上		30点
10億円以上	20億円未満	28点
7億5千万以上	10億円未満	26点
5億円以上	7億5千万円未満	24点
4億円以上	5億円未満	22点
3億円以上	4億円未満	20点
2億円以上	3億円未満	18点
1億円以上	2億円未満	16点
7千5百万円以上	1億円未満	14点

5千万円以上	7千5百万円未満	12点
5千万円未満		10点

B 自己資本額数値の点数（自己資本額／年間平均完成高×100）

10以上		30点
5以上	10未満	20点
5未満		10点

C 測量士・士補（1年以上の実務経験を有する者）の数の点数（測量士数×5＋測量士補数×2）

330～		30点
295～	329	28点
260～	294	26点
225～	259	24点
190～	224	22点
155～	189	20点
120～	154	18点
85～	119	16点
50～	84	14点
15～	49	12点
	～ 14	10点

D 営業年数の点数

35年以上		30点
25年以上	35年未満	25点
15年以上	25年未満	20点
5年以上	15年未満	15点
5年未満		10点

主観点数

令和2年度、令和3年度における国土地理院で完成した業務種別ごとの測量業務成績評定表の総評点（実施した作業が2以上あるときはその平均値（小数部分切り捨て））により算定されます。

総評点（平均値）

61点以上	（総評点－60点）×4点	〇〇点
60点		0点
59点以下	総評点－60点	－〇点

4 資格認定の通知

申請書の受付後、認定を受けた申請者に「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を送付いたします。

※ 定期審査においては、令和5年3月末までに送付します。

※ 認定後に郵送される認定通知書については、紛失等しないように、認定期間内は大切に保管してください。

競争参加資格の有効期間（定期受付）：令和5年4月1日～令和7年3月31日

（随時受付）：資格認定日（令和5年4月1日以降）～令和7年3月31日

5 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、次の事項に該当する場合は、速やかに「競争参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等)」(15 ページ参照)により、国土地理院へ変更等の届出をしてください。

※変更等の届出は電子メール、郵送又は持参にてお願いいたします。

(1) 変更等の届出が必要な場合

◎ 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方(以下「有資格業者」という。)が次に該当した場合

該 当 事 項	添 付 書 類
① 死亡したとき	○住民票の写し等(写しでも可)
② 法人が合併により消滅したとき	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
③ 法人が破産により解散したとき	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
⑤ 測量業を廃業したとき	○測量業の廃業等の届出(写しでも可)
⑥ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者になったとき	なし

◎ 有資格業者が次の事項を変更したとき

	変 更 事 項	添 付 書 類
法 人	① 本店住所	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
	② 商号又は名称	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可)
	③ 本店電話番号及びFAX番号	なし
	④ 本店代表者の氏名及び役職 (共同企業体の場合は、代表会社に係る変更に限ります。)	○登記事項証明書(履歴事項証明書)(写しでも可) 注意 代表者の変更に伴い、役員の兼任に関する事項に変更が生じる場合は、⑨業態調書について変更後の内容のものを提出してください。
	⑤ 営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 ○測量業登録の変更届(写しでも可)
	⑥ 営業所の新設(測量業の登録をしたものに限ります。)	○測量業登録の変更届(写しでも可)
	⑦ 営業所の閉鎖	なし
	⑧ 技術者経歴書の内容に変更が生じたとき 注意 ・既提出済の測量士等の実務経験年数(業務種別含む。)の変更はできません。 ・技術者経歴書の「実務経験年数」	【採用又は資格取得等による技術者の追加の場合】 ○技術者経歴書(様式2) 追加する技術者を記入した技術者経歴書(様式2(測量士/測量士補))を提出してください。 注意 様式2は国土地理院ホームページ(https://www.gsi.g)

	欄は、 <u>測量士又は測量士補の資格取得時から審査基準日までの実務経験年数を記載してください。</u> <u>(1年未満切捨て)</u>	o.jp/SERVICE/keiyaku/R5_6-shikaku-shinseisyo.htm 1)からダウンロードし、追加する技術者分のみ記載し、 <u>提出してください。合計表は不要です。</u> 【退職等による技術者の削除の場合】 なし
	⑨ 業態調書（様式特2）の記載内容（資本関係、役員の内兼任に関する事項）	○様式特2 注意 <u>代表者の変更に伴い、役員の内兼任に関する事項に変更が生じる場合は、変更後の内容のものを提出してください。</u>
個人	① 住所	○住民票の写し（写しでも可）
	② 氏名	○戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	③ 電話番号及びFAX番号	なし
	④ 技術者経歴書の内容に変更が生じたとき	上記法人の場合と同じ
	⑤ 業態調書（様式特2）の記載内容（資本関係、役員の内兼任に関する事項）	上記法人の場合と同じ

※上記以外の事項については変更届を提出する必要はありません。

※市町村合併に伴う住所等の変更届は不要です。

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、証明年月日が申請日から3ヶ月以内のものを有効とします。

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

※測量士・測量士補資格について不明な点は、

国土地理院 総務部総務課 試験登録係（029-864-8214・8248（ダイヤルイン））

に照会してください。

※変更届を郵送方式で提出する場合で、受付印が押印された変更届の控への郵送を希望される場合は、変更届の控え及び返信用封筒（切手を貼付するなどしたもの）を同封してください。

※変更届を電子メールで提出する場合、受付通知は電子メールにてお知らせします。

(2) 変更届の提出方法

電子メール、郵送又は持参にて提出してください。

機 関 名	担当課・係名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 国土地理院	総務部 契約課調査係	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番	T E L 029-864-4405(ダイヤル) 029-864-6579(ダイヤル) 029-864-1111(代) (内線 2454・2455) F A X 029-864-1743 E-mail gsi-24keiyaku-chousa-g@gxb.mlit.go.jp

(3) 変更届の様式 (次ページ参照)

※変更届の様式は、下記URLからダウンロードできます。

令和3・4年度競争参加資格審査から、押印欄を廃止しました。

https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/R3_4-shikaku-shinseisyo_00004.html

競争参加資格審査申請書変更届 (測量・建設コンサルタント等)

令和 年 月 日

国土地理院長 殿

登録部局名
登録業務種別名
資格決定通知書の
交付年月日・番号
住所
商号又は名称
代表者氏名
担当者電話番号

国土地理院

令和 年 月 日
第 号
〒

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

第3 申請書の作成方法

1 会社・個人営業所の場合

申請に当たっては、必ず「登録申請前の確認（欠格要件）」（4 ページ参照）及び「申請に当たっての注意事項」（9 ページ参照）を確認してください。

(1) 提出書類

	提出書類名	様式番号	留意事項
申請書類	① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式 1-1 様式 1-2 様式 1-3	
	② 技術者経歴書(合計/測量士・測量士補)	様式 2	
	③ 営業所一覧表	様式 3	○ 記載する本店又は支店等営業所は、測量法に基づく登録を行っているもの(測量法第55条及び第55条の13)に限ります。
	④ 業態調書(測量)	様式特1 様式特2	
添付書類	⑤ 測量業登録証明書(写しでも可)	—	○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)
	⑥ 登記事項証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合に限り、発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)
	⑦ 財務諸表類(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合は、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書を使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)
	⑧ 納税証明書その3等(写し)	—	○ 申請日直前1年間における法人税(法人の場合)、申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書を使用してください(35 ページ参照)。 ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)
	⑨ 委任状(正)	—	○ 行政書士等が代理申請するときのみ必要となります。

添付書類の省略

測量法第55条の8の規定に基づく書類(財務に関する報告書)の写しの提出があれば、上記、⑤測量業登録証明書(写しでも可)、⑥登記事項証明書(写しでも可)及び⑦財務諸表類(写しでも可)の提出を省略することができます。その際は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※上記の申請書類のほか、郵送で申請される場合には「受付通知票」を郵送するための通常はがき又は63円切手を貼った葉書1通（申請者の住所等が記載されているもの）が必要となります。

※次に該当する場合には、申請書類の一部が異なりますので、次に記載したページを必ず確認してください。

共同企業体	第3の2 共同企業体の場合 <u>(36 ページ)</u>
事業協同組合	第3の3 事業協同組合の場合 <u>(40 ページ)</u>

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

※登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

(2) 提出書類の記載要領

○ 入力に当たっての注意事項

- ・入力箇所は白抜きになっています。また、[TAB] キーで、入力箇所へカーソルが移ります。
- ・誤って入力した箇所は、[Delete] キーでデータを消去してから、再度入力しなおしてください。
- ・特別な指示がない限り、漢字・ひらがな・カタカナは全角文字で、英数字・記号は半角文字で入力、年月日を入力する欄は半角英数字を使い西暦で入力してください。

(例) 令和5年1月1日 → 2023/01/01

- ・様式上「※」に該当する項目や、黄色で塗りつぶしてあるところは、入力する必要はありません。また、フォーマットの作り替え等の加工はしないでください。

○ 申請書類記載要領

申請書類は、次の要領にそって、間違いのないように入力してください。

① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

(様式1-1)

※この申請者は、本社(本店)で作成してください。したがって、申請者は本社(本店)の代表者となります。令和3・4年度競争参加資格審査から、押印欄を廃止しました。

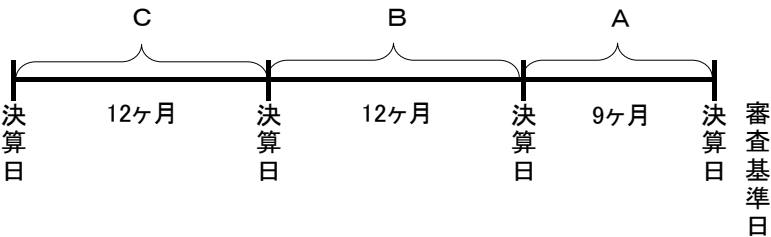
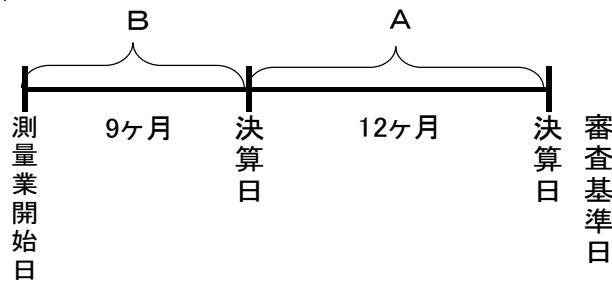
項目	記載要領
05 適格組合証明	○「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)」第2条第1項第4号に該当する事業協同組合のみチェックボックスをクリックし、○を選択してください。
申請年月日	○提出年月日(送付年月日)を記入してください。 (例) 令和5年1月4日 → 2023/01/04 ○本欄を入力しないと様式2(技術者経歴書)の経験年数が入力できませんので御注意願います。
06 本社(店)郵便番号	○「000-0000」のように「- (ハイフン)」で区切り、7桁の半角数字を入力してください。
07 法人番号	○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第58条第1項又は第2項の規定により指定を受けた法人番号(13桁)を半角で記入してください。
08 本社(店)住所	○登記簿上の本社(店)の住所を必ず県名から記入してください。 ○「丁目」「番地」の文字は「- (ハイフン)」を用いて記入することにより省略してください。

項目	記載要領																																				
09 商号又は名称	<p>○登記簿上の名称を記入してください。</p> <p>○株式会社等、法人の種類を表す文字は下記の略号を用いることとし、全角文字として記入してください。（『（』『）』もそれぞれ全角の一文字として記入してください。）なお、株式会社等法人の種類を表す略号については、フリガナは記入しないでください。</p> <table border="1" data-bbox="513 398 1370 741"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記入は不要です。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)				
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)																																
公益社団法人	(公社)																																				
10 役職・代表者氏名	○姓と名前との間は全角1文字分あけて入力してください。なお、代表者の役職については、フリガナの記入は不要です。																																				
11 担当者氏名	○申請者の職員のうち、申請内容を把握している方（当方からの、申請内容についての質問に答えられる方）の氏名を記入してください。																																				
12 本社(店)電話番号～ 14 本社(店)FAX 番号	<p>○市外局番、市内局番及び番号との間は「-(ハイフン)」で区切り、半角数字を記入してください。</p> <p>○担当者の電話番号を必ず記入してください。必要があれば内線番号も記入してください。</p>																																				
15 電子入札用 I C カードの登録番号	記載不要																																				
16 メールアドレス	契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。																																				
17 申請代理人	<p>○行政書士等が代理申請する場合にのみ記入してください。</p> <p>○郵便番号は、「000-0000」のように「-(ハイフン)」で区切り、7桁の半角数字を記入してください。</p> <p>※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記入は不要です。</p> <p>※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付してください。</p>																																				
18 登録を受けている事業	<p>○測量業者の区分に測量法第55条の5による登録番号及び年月日を入力してください。また、登録番号は「(〇〇)」数字を除く数字(5桁以内)を記入してください。「第」、「号」及び「(〇〇)」は記入不要です。</p> <p>(例) 「第(05)-100号」 → 「100」</p> <p>○測量業以外の登録番号等については記入する必要はありません。</p>																																				

項目	記載要領
19 設立年月日	○元号を選択し、登録事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記入してください。（個人については、記入を要しません。）
20 みなし大企業	○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号に規定する中小企業のうち、 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業 </div> のいずれかに該当する中小企業は「下記のいずれかに該当する」のチェックボックスに○を選択してください。上記①から③に該当しない場合は、「該当しない」のチェックボックスに○を選択してください。

(様式1-2)

項目	記載要領
21 測量等実績高	<p>【①競争参加希望業種区分】</p> <p>○「基準点測量」「写真測量」「地図調製」「地理調査」におけるそれぞれの<u>測量業務種別資格基準（5ページ参照）</u>を満たした上で、<u>登録を希望するものは、○印を選択</u>してください。</p> <p>【②直前2年度分決算・③直前1年度分決算】</p> <p>○金額は<u>税抜き額</u>としてください。（千円未満四捨五入）</p> <p>○それぞれの業種区分に実績高として計上できるのは、「<u>3資格審査（1）測量業務種別の区分（10ページ参照）</u>」に掲げる測量作業（業種区分毎の測量に関する調査研究も含む。）です。 <u>また、複数の測量作業種別が1つの契約となっているものについては、該当する測量作業種別に案分して記入してください。</u></p> <p>○財務諸表類の損益計算書の「完成測量高」の金額のうち、それぞれの業種区分に係る実績高（金額）を記入してください。 また、決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ（半期決算の場合は両方）に記入してください。</p> <p>○「③直前1年度分決算」とは、<u>申請日において確定した決算を含む過去1年間の決算をいい、</u>「②直前2年度分決算」とは、「<u>③直前1年度分決算</u>」の前の決算をいい、「④直前の2年間の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除した額（四捨五入）をそれぞれいいます。 また、定期審査の場合及び随時審査の場合においても、決算時期の取扱いは同じです。</p> <p>○「(e)その他の測量」欄は、「<u>3資格審査（1）測量業務種別の区分（10ページ参照）</u>」に掲げる測量作業に該当しない測量作業の実績高（金額のみ）を記入してください。</p> <p>○「(g)その他（兼業事業）」欄は、財務諸表類の損益計算書の「兼業事業売上高」の金額を記入してください。</p> <p>○「合計」欄は、<u>財務諸表類の損益計算書の「売上高」の金額（千円未満四捨五入）と必ず一致することを確認</u>してください。</p> <p>【④直前2か年間の年間平均実績高】</p> <p>○自動計算のため記入不要です。</p>

項目	記載要領
	<p>※直前2か年の間に創業や事業年度の変更等があった場合は、次の例により記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(イ) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合。</p> </div> <p>(例)</p>  <p style="margin-left: 40px;"> 直前2年の各営業年度の合計月数……………(A+B=21ヶ月) 不足月数……………24-21=3ヶ月 </p> <p>「②直前2年度分決算」欄には、Bの金額を記入してください。 「③直前1年度分決算」欄には、次の計算式により算出した金額を記入してください。 $A + (C \times 3/12)$</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(ロ) 新規に営業を開始したことにより、合計月数が24ヶ月に満たない場合</p> </div> <p>(例)</p>  <p>「②直前2年度分決算」欄には、Bの金額を記入してください。 「③直前1年度分決算」欄には、Aの金額を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(ハ) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合</p> </div> <p>前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。</p>
22 有資格者数	<p>○申請日に在職する技術者について、申請日時点における測量士(補)及び技術士の実人数を、記入してください。</p> <p>○測量士・士補両方の資格を有している場合は、測量士に計上してください。</p> <p>○測量士と技術士、測量士補と技術士の両資格を有している者については、重複して計上して差し支えありません。</p>

(様式1-3)

項目	記載要領
24 自己資本額	<p>○申請しようとする日の直前の決算で、次により金額のみ記入してください。「(カンマ)」は必要ありません。<u>(千円未満切捨て)</u></p> <p>【①株主資本】</p> <p>○払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記入してください(有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額)。</p> <p>○外資系企業の場合には、「①株主資本」の株主資本のうち外国資本の()内に外国資本の額を内数で記入してください。</p> <p>○「①株主資本」の株主資本のうち資本金額欄の()内に払込済資本金の額を内数で記載する。払込済資本金の金額は、有限会社の場合は出資払込金の額、組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込済資本金、個人の場合は期首資本金の額を入力してください。</p> <p>○組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込済資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記入してください。</p> <p>【②評価・換算差額等】</p> <p>○その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計額を記入してください。</p> <p>【③新株予約権】</p> <p>○新株予約権があった場合にはその額を記入してください。</p> <p>【④株式引受権】</p> <p>○「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合には、その額を記載してください。</p>
28 外資状況	<p>○外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合は、該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)欄の「○」印を選択してください。</p> <p>○[]内に外国名を、()内に当該国の資本比率をそれぞれ入力してください。なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。</p>
29 営業年数等	<p>【①創業】</p> <p>○測量業に係る事業の開始日を記入してください。</p> <p>【②休業期間又は転(廃)業期間】</p> <p>○休業期間又は転(廃)業期間がある場合のみ記入してください。</p> <p>【④審査基準日】</p> <p>○申請する日の直前の事業年度終了日を記入してください。</p> <p>【⑤営業年数】</p> <p>○測量業に係る事業の開始日から「④審査基準日」(②休業期間又は転(廃)業期間は除く。)までの営業年数を満年数<u>(1年未満の端数は、これを切捨てます。)</u>で記入してください。</p> <p>※組織変更、家業相続などが行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持しているとは認められる場合は、前企業の営業年数をとることができます。</p> <p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値とします。</p>
30 常勤職員の数	<p>【①技術職員】及び【②事務職員】</p> <p>○申請日に在職する社員で、常時雇用している従業員のうち、専ら測量業務に従事している職員数を記入してください。</p> <p>【③その他の職員】</p> <p>○「①技術職員」「②事務職員」以外の職員数を記入してください。</p>

項目	記載要領
	<p>【⑤ 役員等】 ○常勤役員の数を入力してください。</p> <p><u>※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員・友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないでください（「22 有資格者数」欄も同様です。）。</u> <u>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります（取消しに至らない場合でも指名停止措置をとることがあります）</u>ので、注意してください。</p>

(参考) 一般社団法人等における自己資本額

一般社団法人等の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」をみながら確認できますが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認してください。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

	区分	直前決算時 (千円)
自己 資本 額	(うち外国資本)	(1)
	①株主資本	
	②評価・換算差額等	(2)
	③新株予約権	(3)
	④株式引受権	(4)
	⑤計	(5)

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	基本財産		資本金	
(2)	(5) - (1)			
(3)	必ず「0」			
(4)	必ず「0」			
(5)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

※上記(1)において、一般社団法人で基本財産の無い場合には【正味財産】となります。

② 技術者経歴書 (合計/測量士・測量士補)

(様式2/合計)

※この様式は、自動計算されるため記入不要です。

(様式2/測量士・測量士補)

※この様式は、申請日に在職する技術者について記入して下さい。定期審査及び随時審査のいずれも在職する技術者全ての状況を記入して下さい。

※技術者経歴書は、測量士・測量士補ごとに別シートへ記入して下さい。また、測量士と測量士補の両方の資格を有する者については、測量士のみ記入して下さい。

ただし、実務経験年数1年未満の場合は、有資格業者名簿に反映されないため、測量士実務経験1年未満の者のうち、測量士補の資格を有し、かつ測量士補の実務経験年数が1年以上の者は、測量士

補にも記入できるものとします。

※自社の常勤職員数のみを記入し、非常勤職員・友好・協力関係にある別企業の職員は記入しないでください。

※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります（取消しに至らない場合でも指名停止措置をとることがあります）ので、注意してください。

項目	記載要領
氏名	○姓と名前との間は全角1文字分あけて記入してください。
法令による免許等 (名称及び登録番号・登録年月日)	○ <u>測量士又は測量士補の登録番号及び登録年月日を記入してください。</u> ○ <u>当該測量士又は測量士補が技術士(建設部門、情報工学部門、応用理学部門、地質調査及び総合技術監理部門に限る。)の資格を有する場合は、次の行に「氏名」欄から「法令による免許等」欄までのみを記入してください。</u>
業務種別ごとの実務経験年数	○ <u>それぞれの業務種別について、測量士又は測量士補の資格取得(登録年月日)から審査基準日までの実務経験年数を記入してください。</u> ○ <u>1年未満の端数はこれを切捨てます。</u> ○希望業務種別以外の実務経験を有する場合についても、もれなく記入してください。 ○以下のいずれかに該当する者は、名簿の技術者数にカウントされませんので、 <u>実務経験年数は空欄</u> にしてください。(実務経験年数がなくても、技術者の登録はできます。) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験年数がない(未経験)場合 ・実務経験年数が1年未満(数ヶ月) ・審査基準日以後に測量士又は測量士補の資格を取得した者 ・技術士 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">(例1) 実務経験年数の合計が1年6月の場合</div> <p style="text-align: center;">⇒主に経験した作業種別に1を入力。6月は切捨て</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">(例2) 実務経験年数の合計が1年未満の場合</div> <p style="text-align: center;">⇒<u>空欄</u></p> <p>※<u>「有資格業者名簿」登録後に作業種別ごとの実務経験年数を変更することはできませんので、年数の記入にあたっては、十分に注意してください。</u></p>
TECRIS 技術者 ID	○TECRIS(測量調査設計業務実績情報サービス)に登録されている技術者について、TECRIS 技術者 ID を記入してください。

※技術者が1シート(10人分)を超える場合は、次のシートに引き続き記入してください。

※測量士・測量士補資格について不明な点は、以下の問合せ先に照会してください。

国土地理院 総務部総務課 試験登録係 (029-864-8214・8248 (ダイヤル))

※近年、測量士(補)の登録番号及び登録年月日の誤りが散見されております。誤りがあると、入札参加時の審査によっては条件を満たせず入札に参加できない可能性がありますので、誤りがないよう入念に確認してください。

③ 営業所一覧表

(様式3)

※ この様式は、申請日現在の状況で記入してください。

項目	記載要領
営業所名称	○本社（店）は、記入する必要はありません。 ○ <u>測量法に基づく登録（測量法第55条及び第55条の13）を行っている支店等営業所の名称を、総務省設定の市区町村コードの昇順に記入</u> してください。
郵便番号	○「000-0000」のように「-（ハイフン）」で区切り、7桁の数字を記入してください。
項目	記載要領
登録番号	○単体の本店、共同企業体の構成員の本店、事業協同組合の組合員の本店のみ記入してください。
所在地	○ <u>支店等営業所の所在地を必ず県名から記入</u> してください。また、「丁目」及び「番地」の文字は「-（ハイフン）」を用いて記入することにより省略してください。
電話・FAX番号	○ <u>上段に電話番号、下段にFAX番号を記入</u> してください。 ○ <u>市外局番、市内局番及び番号について、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）を用いず記入</u> してください。

※ 本表が1シート（10営業所）を超える場合は、次のシートに引き続き記入してください。

④ 業態調書（測量）

(様式特1)

項目	記載要領
測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）における会社コード	○ <u>TECRISに登録をしている場合のみ、企業IDを入力</u> してください。 ※ 企業IDがわからない場合は、以下の問合せ先に確認してください。 （一財）日本建設情報総合センター [JACIC] 内 コリンズ・テクリスセンター https://cthp.jacic.or.jp/ テクリス問合せ担当 TEL：03-3505-0440

(様式特2)

※ この様式は、申請日現在の状況で記入してください。

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認められません。
当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○申請者の親会社に関する事項（会社法人等番号、商号名称、本店住所等） ○申請者の子会社に関する事項（会社法人等番号、商号名称） ○申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等） ○申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等） |
|--|

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

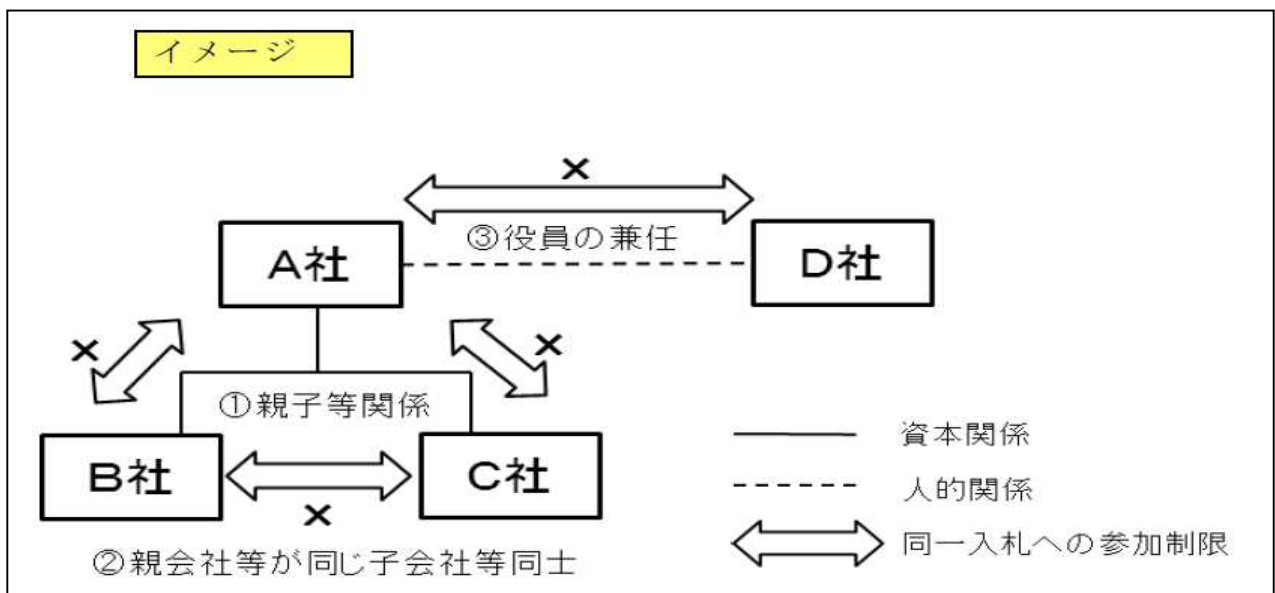
※①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合は、同一に参加することはできません。

(例) 組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。



【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

第2条第3号の2

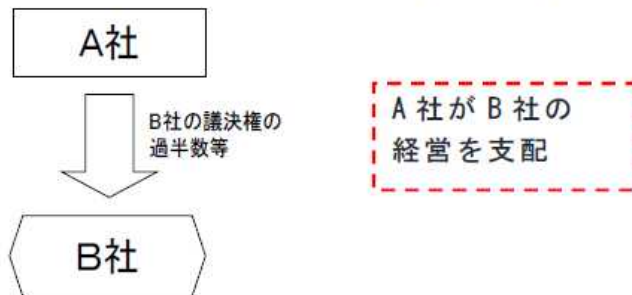
- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケース I（①親会社等と子会社等の関係）

A社は、B社の「親会社等」（以下、全てのケースで組合（JVを含む）及び個人を含む。）



B社は、A社の「子会社等」（以下、全てのケースで組合（JVを含む）を含む。）

（業態調書に記入する対象会社）

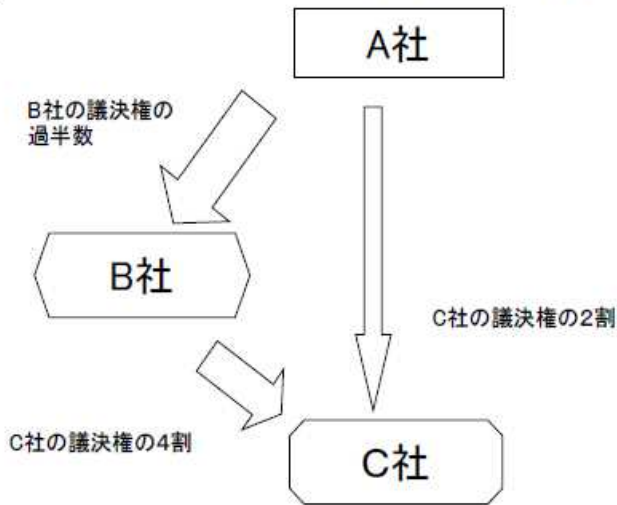
ケース I における業態調書への記入について、
A社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を入力します。
B社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も入力しません。
上記を表にまとめると、次のようになります。
※以下、ケースII～ケースVの表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社	—
A組合	—	B社

※親会社等は、国土地理院が発注する測量業務を営む者に限らず、持株会社等（個人株主も含む）も記載の対象となります。

※民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

ケース II (①親会社等と子会社等の関係)



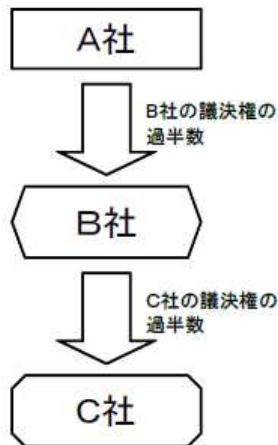
B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

A社がB社・C社の経営を支配

(業態調書に記入する対象会社)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケース III (①親会社等と子会社等の関係)



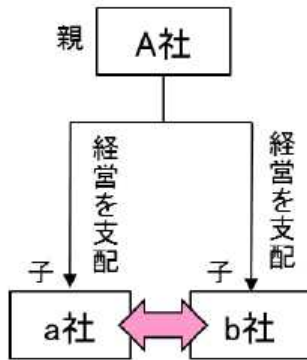
B社は、A社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

A社がB社・C社の経営を支配

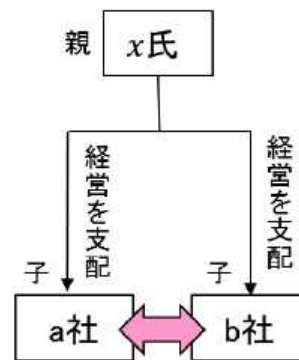
(業態調書に入力する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

ケース IV (②親会社等と同じくする子会社等同士の関係)



a社 b社は、親会社と同じくする子会社等同士

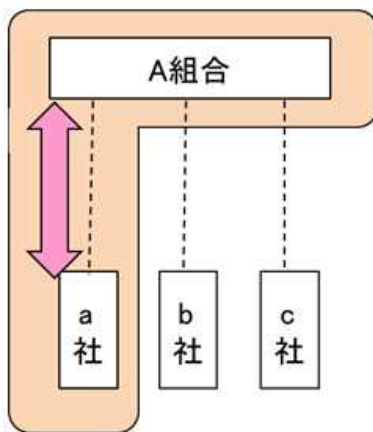


a社 b社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

(業態調書に入力する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社	A社もしくはx氏	-
b社	A社もしくはx氏	-
A社	-	a社・b社
x氏	-	a社・b社

ケース V (④その他(組合とその構成員等))



組合の構成員(a社・b社・c社)は、資本人的関係の有無に関わらず、組合(A組合)を「親会社等・所属する組合」欄に必ず記入すること。

(業態調書に記入する対象会社等)

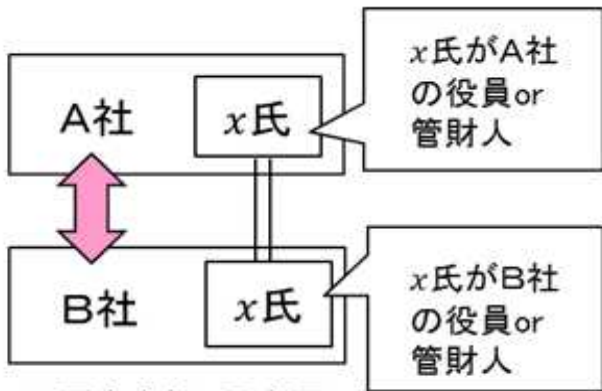
申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社・b社・c社※	A組合	-

※JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準(ケースI～ケースIV等)に該当する場合は、同一入札に参加することが出来ません。

【役員の兼任 関係】

○役員の定義

- ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④組合の理事
- ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



※氏が役員を兼任、※氏が役員と管財人を兼任及び
 ※氏が管財人を兼任のそれぞれの場合

※更生会社、民事再生中の会社等を除く。

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A社	x氏	B社
B社	x氏	A社

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

項目	記載要領									
受付番号・業者コード	○記入不要です。									
該当の有無について	○該当する項目に「レ」を付してください。該当する者がいない場合には、「無」に「レ」を付してください。									
申請者－会社法人等番号	○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により指定を受けた法人番号（13桁）を半角で記入してください。個人で会社法人等番号がない場合は記入不要です。									
親会社等・所属する組合	<p>○申請者の親会社等・所属する組合について記入してください。組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には親会社等欄に「レ」を付し、所属する組合の場合には所属する組合欄に「レ」を付してください</p> <p>(A組合を記載した場合の記入例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>A組合が親会社等である</th> <th>A組合が親会社等でない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>A組合に所属している</th> <td>親会社等に「レ」、所属する組合に「レ」</td> <td>所属する組合に「レ」</td> </tr> <tr> <th>A組合に所属していない</th> <td>親会社等に「レ」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請者が組合に所属している場合は、資本人的関係の有無に関わらず、当該組合について記入してください。</p> <p>※親会社等は業種を問わず記載の対象となります。</p> <p>※該当する親会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記入してください。</p> <p>※記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがありますのでご注意ください。</p>		A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない	A組合に所属している	親会社等に「レ」、所属する組合に「レ」	所属する組合に「レ」	A組合に所属していない	親会社等に「レ」	
	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない								
A組合に所属している	親会社等に「レ」、所属する組合に「レ」	所属する組合に「レ」								
A組合に所属していない	親会社等に「レ」									
親会社・所属する組合－会社法人等番号	<p>○親会社の法人番号を記入してください。</p> <p>○親会社等が個人の場合など、法人等番号の通知を受けていない場合は記入不要です。</p>									
親会社等・所属する組合－本社(店)電話番号(代表)	<p>○親会社等の代表の電話番号を記入してください。親会社等が個人である場合は記入不要です。</p> <p>○左詰めで記入してください。</p> <p>○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。</p>									
親会社等・所属する組合－更生会社・再生手続き中の会社	○当該親会社等が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「再生手続き中の会社」という。）である場合には、「○」印を付してください。									
親会社等・所属する組合－商号又は名称	<p>○該当する親会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記入してください。</p> <p>○親会社等の商号又は名称を記入してください。親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の氏名を記入してください。姓と名前は1文字あけてください。</p> <p>○左詰めで記入してください。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、3文字として記入してください（『（ 』、『 ）』をそれぞれ一文字として記入する。）。</p>									

項目	記載要領																																				
	<table border="1" data-bbox="513 212 1369 555"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td>経常建設共同企業体</td> <td>(共)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="475 593 1455 660">○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)	経常建設共同企業体	(共)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)																																
公益社団法人	(公社)	経常建設共同企業体	(共)																																		
親会社等・所属する組合一本社(店)住所	<p data-bbox="475 672 837 705">○左詰めで記入してください。</p> <p data-bbox="475 705 1348 739">○丁目、番地は、「－(ハイフン)」により省略して記入してください。</p> <p data-bbox="475 739 1455 851">○外国事業者が申請する場合には、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。</p> <p data-bbox="475 851 1455 918">○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の住所を記入してください(都道府県・市区町村までの記載とする。)</p>																																				
子会社等	<p data-bbox="475 929 1045 963">○申請者の子会社等について記入してください。</p> <p data-bbox="502 963 1455 1041">※国土地理院が発注する測量業務の業種区分・業種内容を営む者が記載の対象となります。</p> <p data-bbox="502 1041 1045 1075">※ただし、有資格業者であるかを問いません。</p> <p data-bbox="502 1075 1455 1187">※更生会社又は再生手続き中の会社等でも有効な主従関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります(当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。)</p> <p data-bbox="475 1187 1455 1254">○該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載してください。</p>																																				
子会社等－会社法人等番号	<p data-bbox="475 1265 1045 1299">○子会社の会社法人等番号を記載してください。</p> <p data-bbox="475 1299 1316 1332">○子会社が法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しません。</p>																																				
子会社等－商号又は名称	<p data-bbox="475 1332 1455 1411">○該当する子会社がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載してください。</p> <p data-bbox="475 1411 1455 1568">○子会社等の商号又は名称のうち、初めから40文字分のみを記載してください。株式会社等法人の種類を表わす文字については、「親会社等・所属する組合－商号又は名称」欄の説明を参照の上、全角文字として記入してください(『(』、『) 』をそれぞれ一文字として記入する。)</p>																																				
役員の内兼任	<p data-bbox="475 1601 1455 1713">○申請者の役員のうち、国土地理院が発注する測量業務の業種区分・業種内容を営む者(ただし、有資格業者であるかは問わない。)の役員を兼任している役員(以下「兼任役員」という。)について記載してください。</p> <p data-bbox="502 1713 1455 1859">※申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続き中の会社で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記載しないでください(ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。)</p> <p data-bbox="502 1859 1396 1892">※該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載してください。</p>																																				
役員の内兼任－役職名	<p data-bbox="475 1892 1125 1926">○兼任役員の申請者における役職を記入してください。</p> <p data-bbox="475 1926 1455 2060">○「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」又は「管財人」のいずれかを記入してください。</p>																																				

項目	記載要領																																				
	<p>※役員が名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。</p> <p>例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役ホ」</p> <p>※指名委員会等設置会社における取締役（後述「取締役ロ」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。</p> <p>※「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」及び「<u>取締役ニ</u>」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役</p> </div> <p>※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※「監査役」「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。</p> <p>※「理事」には理事長を含みます。</p>																																				
役員の兼任一氏名	<p>○<u>該当する役員がない場合には、氏名欄に「なし」と記載してください。</u></p> <p>○兼任役員の氏名を記載してください。</p> <p>○左詰めで記載してください。</p> <p>○姓と名前との間は1文字あけてください。</p>																																				
役員の兼任一兼任先の会社法人等番号	<p>○兼任役員の兼任先の法人番号を記載してください。</p> <p>○兼任役員の兼任先が法人番号の通知を受けていない場合には記載を要しません。</p>																																				
役員の兼任一兼任先の商号又は名称	<p>○兼任役員の兼任先の商号又は名称のうち、<u>初めから40文字分のみ</u>を記載してください。</p> <p>○左詰めで記載してください。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入してください（『（』、『（』をそれぞれ一文字として記載する。）。</p> <table border="1" data-bbox="517 1621 1369 1962"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> <td>経常建設共同企業体</td> <td>(共)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)	一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)	公益社団法人	(公社)	経常建設共同企業体	(共)		
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)																																
合名会社	(名)	協同組合	(同)	協業組合	(業)																																
企業組合	(企)	合同会社	(合)	有限責任事業組合	(責)																																
一般財団法人	(一財)	一般社団法人	(一社)	公益財団法人	(公財)																																
公益社団法人	(公社)	経常建設共同企業体	(共)																																		

項目	記載要領
役員の兼任－兼任先での役職	<p>○兼任役員の兼任先における役職を記入してください。</p> <p>○「<u>代表取締役</u>」、「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」、「<u>取締役ニ</u>」、「<u>取締役ホ</u>」、「<u>執行役</u>」、「<u>業務執行社員</u>」、「<u>理事</u>」又は「<u>管財人</u>」のいずれかを記入してください。</p> <p>※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。</p> <p>例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役ホ」</p> <p>※指名委員会等設置会社における取締役（「取締役ロ」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。</p> <p><u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しません</u>が、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>取締役ハ：社外取締役</p> <p>取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役</p> </div> <p>※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。</p> <p>※「理事」には理事長を含みます。</p>

※申請内容に変更があった際には、速やかに変更届を提出してください（13 ページ参照）。

※共同企業体及び事業協同組合の場合には、構成員ごとに提出してください。

※本表が1シートで入力しきれない場合は、次のシートに引き続き入力してください。

○ 添付書類

- ⑤ 測量業登録証明書（写しでも可）
- ⑥ 登記事項証明書（写しでも可）
- ⑦ 財務諸表類（写しでも可）

※⑤～⑦については、「（１）提出書類」（17 ページ参照）の留意事項のとおりです。

※測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、上記、⑤測量業登録証明書（写しでも可）、⑥登記事項証明書（写しでも可）及び⑦財務諸表類（写しでも可）の提出を省略することができます。その際は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

⑧ 納税証明書その3等（写し）

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

※電子メール、文書郵送・文書持参方式において「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

※国税庁から発行される電子納税証明書には対応していません。

納税証明書の様式

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額のないことの証明書。個人にあつては、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書	○	○

【注意事項】

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますので御注意ください。

※納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありませぬ。」という内容が記載されていること。

※納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

2 共同企業体の場合

共同企業体とは、優良な中小・中堅測量業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成するものです。国土地理院では、中小・中堅測量業者の保護・育成の観点から、共同企業体の競争参加資格を認めています。

申請の際には、第2「登録申請の手順」、第3の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、下記注意事項も厳守してください。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 構成員の出資割合等を定めた共同企業体協定書を締結していること。 |
| ② 構成員の数は、3社以内であること。 |

(1) 提出書類

「※」印を付したものが、「共同企業体」及び「構成員」分で必要となる申請書類です。

	提出書類名	様式番号	留意事項	共同企業体	構成員
申請書類	① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式1-1		※	※
		様式1-2		※	※
		様式1-3		※	※
	② 技術者経歴書(合計/測量士・測量士補)	様式2		※	※
	③ 営業所一覧表	様式3	○ 記載する本店又は支店等営業所は、測量法に基づく登録を行っているもの(測量法第55条及び第55条の13)に限ります。	※	※
添付書類	④ 業態調書(測量)	様式特1		※	※
		様式特2		※	※
	⑤ 測量業登録証明書(写しでも可)	—	○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)	—	※
添付書類	⑥ 登記事項証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合に限りま	—	※
			○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)		
	⑦ 財務諸表類(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合は、審査基準日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は、申請する日の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書を使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)	—	※

	提出書類名	様式番号	留意事項	共同 企業体	構成員
添付 書類	⑧ 納税証明書その3等（写し）	—	○ 申請日直前1年間における法人税（法人の場合）、申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（35ページ参照） ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください（定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。）。	—	※
	⑨ 共同企業体協定書（写しでも可）	—	○ 申請者が「共同企業体」である場合に限ります。 ○ 共同企業体の名称は、その構成員の会社名等を使用し、簡潔な名称としてください（株式会社、コンサルタント等は省略してください。）。	※	—
	⑩ 任意集計表	—	○ 申請者が「共同企業体」である場合に限ります。 ○ 「様式1-2」、「様式1-3」、「様式特1」の各項目について、各構成員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成してください。	※	—
	⑪ 委任状（正）	—	○ 行政書士等が代理申請するときのみ必要となります。	※	※

添付書類の省略

測法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、上記、⑤測量業登録証明書（写しでも可）、⑥登記事項証明書（写しでも可）及び⑦財務諸表類（写しでも可）の提出を省略することができます。その際は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※上記の申請書類のほか、郵送で申請される場合には「受付通知票」を郵送するための通常はがき又は63円切手を貼った葉書1通（申請者（代表会社）の住所等が記載されているもの）が必要となります。

※提出書類は、上記の表のとおりですが、「共同企業体」分の申請書等1部、各構成員の個々の申請書等を各1部ずつ提出してください。

（2） 提出書類の記載要領

○ 申請書類記載要領

申請の際には、第3の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、共同企業体分の申請書の記載にあたっては、下記の主な注意事項にも留意してください。

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

（様式1-1）

項目	記載要領
07 法人番号	○記入不要です。
09 商号又は名称	○共同企業体の名称を記載してください。

項目	記載要領
10 役職・代表者氏名	○共同企業体の代表者氏名を記載してください。
18 登録を受けている事業	○記入不要です。
19 設立年月日	○記入不要です。

(様式1-2)

項目	記載要領
21 測量等実績高	○各構成員の合計額を記載してください。 ○決算年月は記載不要です。
22 有資格者数	○各構成員の合計を記載してください。

(様式1-3)

項目	記載要領
24 自己資本額	○各構成員の合計額を記載してください。
29 営業年数等	○「①創業～④審査基準日」は空欄にしてください。 ○「⑤営業年数」は、各構成員の平均値（1年未満切捨）を記載してください。
30 常勤職員の数（人）	○各構成員の合計を記載してください。

② 技術者経歴書（合計／測量士・測量士補）

(様式2／測量士・測量士補)

項目	記載要領
技術者経歴書	○各構成員の測量士、測量士補及び技術士を記載してください。

③ 営業所一覧表

(様式3)

項目	記載要領
営業所一覧	○共同企業体の本店（様式1-1に入力した代表会社住所は、自動的に一覧表に反映されます。）のほか、各構成員の本店、営業所を記載してください。

④ 業態調書（測量）

(様式特1)

項目	記載要領
測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) における会社コード	○記入不要です。

(様式特2)

項目	記載要領
申請者会社法人等番号	○記入不要です。
	○構成員がそれぞれ作成した（様式特2）の内容をまとめて記載してください。 ○構成員どうしの資本・人的関係については、記入不要です。

○ 添付書類

⑤ 測量業登録証明書（写しでも可）

⑥ 登記事項証明書（写しでも可）

⑦ 財務諸表類（写しでも可）

※⑤～⑦については、「（１）提出書類」（36 ページ参照）の留意事項のとおりです。

※測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、上記、⑤測量業登録証明書（写しでも可）、⑥登記事項証明書（写しでも可）及び⑦財務諸表類（写しでも可）の提出を省略することができます。その際は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

⑧ 納税証明書その3等（写し）

※第3の1「会社・個人営業所の場合」**○添付書類**（35 ページ参照）を参考にしてください。

⑨ 共同企業体協定書（写しでも可）

※共同企業体協定書は経常建設共同企業体協定書（甲型）を参照してください。

（参考） https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html

⑩ 任意集計表

※「様式1-2」、「様式1-3」、「様式特1」の各項目について、各構成員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成して添付してください。

3 事業協同組合の場合

国土地理院では、中小・中堅測量業者の受注機会の確保を図る観点から事業協同組合の競争参加資格を認めています。

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため総合点数の特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することになっております。また、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

申請の際には、第2「登録申請の手順」、第3の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、下記注意事項も厳守してください。

- 事業協同組合の特例扱いの審査対象者となれる者（総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する場合）
- ① 当該組合の組合員であること。
 - ② 組合又は組合員が第3-1の欠格要件①～⑤に該当する場合は、資格審査申請書を提出できません。
 - ③ 特例計算の対象となる組合員の数は、10社以内です。

(1) 提出書類

「※」印を付したものが、「事業協同組合」及び「審査対象となる組合員」分で必要となる申請書類です。

	提出書類名	様式番号	留意事項	事業協同組合	審査対象となる組合員
申請書類	① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式1-1		※	※
		様式1-2		※	※
		様式1-3		※	※
	② 技術者経歴書(合計/測量士・測量士補)	様式2		※	※
	③ 営業所一覧表	様式3	○ 記載する本店又は支店等営業所は、測量法に基づく登録を行っているもの(測量法第55条及び第55条の13)に限ります。	※	※
④ 業態調書(測量)	様式特1		※	※	
	様式特2		※	※	
添付書類	⑤ 測量業登録証明書(写しでも可)	—	○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)	※	※
	⑥ 登記事項証明書(写しでも可)	—	○ 申請者が法人である場合に限りです。 ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください(定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。)	※	※

提出書類名		様式番号	留意事項	事業協同組合	審査対象となる組合員
添付書類	⑦ 財務諸表類（写しでも可）	—	○ 申請者が法人である場合は、審査基準日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は、申請する日の直前1年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書を使用してください（ <u>定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。</u> ）。	※	※
	⑧ 納税証明書その3等（写し）	—	○ 申請日直前1年間における法人税（法人の場合）、申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（ <u>35ページ参照</u> ） ○ 発行官公署において定めた様式によるものとし、 <u>証明年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものを使用してください（定期審査、随時審査においても取扱いは同じです。）</u> 。	※	※
	⑨ 官公需適格組合証明書（写しでも可）	—	○ 申請者が事業協同組合である場合に限りです。	※	—
	⑩ 事業協同組合定款等（写しでも可） 事業協同組合役員・組合員名簿	—	○ 申請者が事業協同組合である場合に限りです（組合員名簿については <u>43ページ参照</u> ）。	※	—
	⑪ 任意集計表	—	○ 申請者が「特例を希望する事業共同組合」である場合に限りです。 ○ 「様式1-2」、「様式1-3」、「様式特1」の各項目について、各組合員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成してください。	※	—
	⑫ 委任状（正）	—	○ 行政書士等が代理申請するときのみ必要となります。	※	※

添付書類の省略

測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、上記、⑤測量業登録証明書（写しでも可）、⑥登記事項証明書（写しでも可）及び⑦財務諸表類（写しでも可）の提出を省略することができます。その際は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

- ※上記の申請書類のほか、郵送で申請される場合には「受付通知票」を郵送するための通常はがき又は63円切手を貼った葉書1通（申請者（代表会社）の住所等が記載されているもの）が必要となります。
- ※提出書類は、上記の表のとおりですが、「事業協同組合」分の申請書等1部、特例を希望する場合には、さらに審査対象となる各組合員の個々の申請書等を各1部ずつ提出してください。

(2) 提出書類の記載要領

○ 申請書類記載要領

申請の際には、第3の1「会社・個人営業所の場合」において記載している事項に留意するとともに、事業協同組合分の申請書の記載にあたっては、下記の主な注意事項に留意してください。

① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

(様式1-1)

項目	記載要領
09 商号又は名称	○事業協同組合の名称を記載してください。
10 役職・代表者氏名	○事業協同組合の代表者氏名を記載してください。

(様式1-2)

項目	記載要領
21 測量等実績高	○特例扱いを希望する場合には、審査対象となっている組合員の合計を記載してください。

(様式1-3)

項目	記載要領
24 自己資本額	○各組合員の合計額を記載してください。
29 営業年数等	○「①創業～④審査基準日」は空欄にしてください。 ○特例扱いを希望する場合には、「⑤営業年数」は、審査対象となっている組合員の平均値（1年未満切捨）を記載してください。
30 常勤職員の数（人）	○各組合員の合計を記載してください。

② 技術者経歴書（合計／測量士・測量士補）

(様式2／測量士・測量士補)

項目	記載要領
技術者経歴書	○特例扱いを希望する場合には審査対象となっている組合員の測量士、測量士補を記載してください。

③ 営業所一覧表

(様式3)

項目	記載要領
営業所一覧	○特例扱いを希望する場合は、組合の事務所及び組合員の本店を記載してください。

④ 業態調書（測量）

(様式特1)

項目	記載要領
測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)における会社コード	○記入不要です。

(様式特2)

項目	記載要領
申請者会社法人等番号	○記入不要です。
	○組合員がそれぞれ作成した（様式特2）の内容をまとめて記載してください。 ○組合員どうしの資本・人的関係については、記入不要です。

○ 添付書類

- ⑤ 測量業登録証明書（写しでも可）
- ⑥ 登記事項証明書（写しでも可）
- ⑦ 財務諸表類（写しでも可）

※⑤～⑦については、「（１）提出書類」（40 ページ参照）の留意事項のとおりです。

※測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、上記、⑤測量業登録証明書（写しでも可）、⑥登記事項証明書（写しでも可）及び⑦財務諸表類（写しでも可）の提出を省略することができます。その際は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

⑧ 納税証明書その3等（写し）

※第3の1「会社・個人営業所の場合」**○添付書類**（35 ページ参照）を参考にしてください。

⑩ 事業協同組合役員・組合員名簿

事業協同組合役員・組合員名簿					
組合員（会社）名	代表取締役氏名	組合における役職	住所	電話	FAX
A測量㈱	筑波一郎	理事長	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1番	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇
Bコンサルタント㈱	茨城二郎	理事	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1番	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇
C設計㈱	関東三郎	監事	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1番	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【注意事項】

※「事業協同組合役員・組合員名簿」については、上記の様式を参考に作成してください。

※審査対象となる組合員だけでなく、事業協同組合に属する全ての組合員について記載してください。

※事業協同組合における令和5・6年度の資格審査の認定後に、当該事業協同組合の組合員に変更（新規加入、脱退）が生じた場合には、必ず変更後の「事業協同組合役員・組合員名簿」を提出してください。

⑪ 任意集計表

※特例扱いを希望する場合には、「様式1-2」、「様式1-3」、「様式特1」の各項目について、特例対象となっている組合員分の内訳と合計がわかる集計表を、任意の書式で作成して添付してください。